資料４

事　務　連　絡
平成31年４月17日

各 (都道府県 / 保健所設置市 / 特 別 区) 生活衛生担当課　御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

旅館業法に関するＦＡＱの改定について

生活衛生関係営業への取組につきましては、平素より、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

旅館業法に関するＦＡＱにつきましては、平成30年10月15日付け事務連絡「旅館業法ＦＡＱの発出について」でお示ししたところですが、このたび、下記の点を改定しましたのでお示しします。

今後も必要に応じて改定し、随時お示しする予定である旨申し添えます。

記

○「②取締りについて」の５の質問欄に文言適正化のため下線部を追記。

旅館業法第７条に規定されている
→旅館業法第７条<u>第２項</u>に規定されている

○「②取締りについて」の５の２及び「④その他」の７及び８を追記。

以上

旅館業法に関するFAQ

平成31年4月17日改定

①規制緩和について

No.	質問	回答
1	旅館・ホテル営業について玄関帳場に代替するICT設備を備えていれば玄関帳場を設置しないことができるとされましたが、代替設備を備えれば無人で営業することも可能でしょうか。	宿泊者の安全や利便性の確保のため、①緊急時の対応ができること。②宿泊者の本人確認や出入りの確認ができること。③鍵の受け渡し等を適切に行うことができること、といった通知でお示しした設備を備えれば、旅館・ホテルの施設内に職員等を常駐させないことも可能です。ただし、②については、旅館・ホテル営業の全ての施設について、施設ごとに、ビデオカメラ等を設置し、宿泊者の本人確認のみならず、出入りの状況の確認を常時鮮明な画像より実施する必要があります。
2	ホテル営業の入浴設備について、改正前の政令では「洋室浴室又はシャワー室」と規定されていたが、改正後は、「宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること」と規定されています。旅館・ホテル営業については、改正前のホテル営業では認められていたシャワー室のみの設置は認められなくなるのでしょうか。	旅館・ホテル営業においても、シャワー室のみの設置は可能です。今回の改正は、旅館・ホテル営業の入浴設備の基準については、規制の緩やかな旅館の水準に統一するとの趣旨ですので、ホテル営業を旅館・ホテル営業へと一本化したことにより、規制を強化することは想定していません。簡易宿所営業、下宿営業についても、同様の取扱いとして差し支えありません。
3	平成29年12月の「旅館業における衛生等管理要領」の改正で、旅館・ホテル営業の「衛生に必要な措置の基準」に規定されていた、1客室に宿泊させる宿泊者の数の規定をなぜ削除したのでしょうか。「宿泊者1人当たりの床面積」が確保できなくなって問題ではないでしょうか。	旅館業法令上に根拠がなく、衛生管理要領のみを根拠としている規制で、他法令に従えば差し支えないものは落とすとの観点で、削除いたしました。この観点から、衛生管理要領の「Ⅰ総則」に、「第4関係法令の遵守」との項目を追加し、「建築基準法、消防法その他関係法令の遵守が必要」との旨を入念的に追記しております。今般、衛生管理要領から客室の1人当たりの床面積の規制を削除しても、別途現行の消防法令において、収容人員の算定方法が規定されていますので、消防法令を遵守すれば、1人当たり床面積の適切な面積を確保できることとなります。具体的には、消防法施行令第1条の2第4項において、「収容人員の算定方法は、総務省令で定める」こととされており、総務省令の算定方法に従うと、洋室・和室とも、1人当たりの床面積が適切に確保されることとなります。
4	なぜ平成30年1月に農家民宿の省令改正を行ったのでしょうか。	農林漁業者や個人が農林漁業体験民宿業を営む施設は、旅館業許可の要件の一つである簡易宿所営業に係る客室延床面積の基準が適用除外とされていましたが、この適用除外の対象は、農林漁業者以外の者が実施する場合は、個人がその居宅において営む場合に限定されており、法人が実施する場合や、個人が居宅以外で実施する場合が省令上認められていませんでした。しかし、法人による実施や、居宅以外での実施についての要望が多く、（客室延床面積以外の基準は適用除外とならないため）簡易宿所営業を行うために必要な衛生措置が行われることや、住宅宿泊事業法の規制内容等を踏まえ、実質的に法人による運営を認めても差し支えないことから、農家民宿に係る施設全てを対象とすることとしたものです。

5	「旅館業における衛生等管理要領の改正について」（平成29年12月15日付け生食発1215第２号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）により、「Ⅱ 施設整備 第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準（施設一般）13（入浴用給湯・給水設備）」において、「水道水以外の水」の文言を削除し、「水の水質」という表現を追加されましたが、ここでいう水には水道水も含まれることになるのか。	削除した趣旨は、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」の水質基準や検査方法の規定について、温泉水又は井戸水は、「この基準により難く、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、（中略）適用しないことができる。」と記載しており、「水道水以外の水」と限定すると、矛盾していると誤認させる表現であるために整合性をとったものです。浴場で使用する水については、水道水も含め、従前どおり、当該指針に適合することを確認することとご理解ください。 なお、浴場においては「調節箱」や「貯湯槽」などを経由して供給される場合もあることから、水道水であっても水質の悪化が懸念されるなどの状況があれば、積極的に確認することが望ましいです。
6	「Ⅱ 施設整備 第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準 施設一般 23（給水設備）」において、「水道水その他飲用に適する水」という文言を「飲料水」に表現を変更した趣旨をお教えください。	飲料水の定義を、「第2　用語の定義」に移動させたためです。
7	「Ⅲ 施設についての換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準（施設一般）20（飲用水供給設備の管理）、（水道法の適用を受けない飲用水）、（小規模受水槽）、（給水、給湯設備の管理）」において、必要な検査や塩素消毒の規定を削除した趣旨をお教えください。	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に規定される「建築物環境衛生管理基準」と類似の規定が多かったことから、建築物環境衛生管理基準との重複による混乱を避けるため削除しました（「旅館業における衛生等管理要領の改正について」（平成29年12月15日付け生食発1215第２号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）別添2のP43に建築物環境衛生管理基準の遵守をしていただきたい旨を記載しています。）。
8	「旅館業法施行規則及び環境衛生監視員証を定める省令の一部を改正する省令」（平成30年１月31日厚生労働省令第9号）による改正後の旅館業法施行規則第4条の2第2項第2号に規定する「営業者の事務所」とは、どこまでを指すのか。	旅館業の施設に附設される建物や、旅館業の施設から少し距離を空けた場所に設置する事務所のような建物を想定しています。
9	改正省令第4条の3第1号及び第2号の設備は、旅館業の施設とは別の場所に存在することは問題ないでしょうか。また、各号に掲げられたそれぞれの機能が分散して存在することは問題ないでしょうか。	設備が一体として、①緊急時における迅速対応ができること、②宿泊者の本人確認及び出入りの確認ができること、③鍵の適切な受渡しができること、という厚生労働省令で定める基準を満たすのであれば、それぞれの機能が施設とは別の場所に存在したり、分散して存在したりすることは問題ありません。
10	改正省令第4条の3第1号及び第2号の設備が、旅館業の施設とは別の場所に存在する場合、その設備の機能が適切である旨の書類を申請させ、審査したり、実地に立ち入り指導したりすることは可能でしょうか。	旅館業の施設の許可を与えるに当たっては、改正省令第4条の3各号の設備が、旅館業の施設とは別の場所にある場合でも、その設備が適切かどうか判断した上で許可を与える必要があります。このため、各自治体が必要とご判断されるのであれば、事業者にその設備が適切である旨の書類申請をさせたり、その設備への立入指導等を行うことは差し支えございません。
11	改正政令第1条第1項第2号に「玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するもの」とあるが、この「その他」は並列の意味で、玄関帳場と省令で定める基準に適合するものの両方が必要ということでしょうか。	両方必要という意味ではありません。玄関帳場を設置するか、または、玄関帳場そのものでなくとも、玄関帳場に代替する、省令で定める基準に適合する設備を設置することを求めています。

12	旅館・ホテル営業に玄関帳場の必置を求める（ICTを利用した代替設備は認めない）旨を条例で定めることは、法令に違反しないでしょうか。	法令違反にはなりませんが、今回の旅館業規制見直しの趣旨を踏まえ、適切なご対応をお願いいたします。
13	宿泊者名簿は、宿泊者に実際に記載してもらっているが、ICT代替設備を導入した場合も、宿泊者に記載してもらうべきでしょうか。予約のときに得た情報を営業者が記載することで足りるでしょうか。	ICT代替設備を設けた場合も、宿泊者名簿の正確な記載を確保するため、宿泊者本人に宿泊者名簿の記載を求めて下さい。
14	今般の法令改正により、実質的に旅館・ホテル営業と簡易宿所営業の違いがなくなったのではないでしょうか。	少なくとも国の法令等においては、旅館・ホテル営業においては、玄関帳場または省令で定める基準に適合する代替設備を設ける必要がありますが、簡易宿所営業には、玄関帳場・玄関帳場代替設備のいずれも設置義務がない等の違いがあります。
15	1客室の床面積の規制について、旅館・ホテル営業は規制が残っていますが、昨年12月の衛生等管理要領の改正で、簡易宿所営業と下宿営業については削除されたのはなぜでしょうか。	今回の旅館業規制の見直しにおいては、公衆衛生等の観点から必要最小限の規制とすべき、との観点から、旅館・ホテル営業の客室の最低床面積は7㎡（寝台を置く場合は9㎡）と規制自体は残しました。他方で、簡易宿所営業・下宿営業の1客室の床面積の規制は、法令には根拠がないにもかかわらず、衛生等管理要領にのみ規制を設けていたものでしたので、通知のみの規制は撤廃すべきとの観点から撤廃しました。

②取締りについて

No.	質問	回答
1	旅館業法第7条の2第2項及び第3項の「善良の風俗の保持」とは具体的にどのような事例を想定しているのでしょうか。	実際には、個別事案ごとの判断になりますが、例えば猥褻な広告物の掲示がなされた場合に、当該広告物の撤去を命じることなどが想定されます。
2	地方自治体に、①無許可営業者への報告徴収、立入検査、質問検査権限（第7条第2項）②無許可営業者への緊急命令（第7条の2第3項）が新設されたが、両項には、「旅館業が営まれている」と規定されています。この「旅館業が営まれている」の解釈について、地方自治体が報告徴収・立入検査権限等を行使するにあたっては、「旅館業が営まれている」ことを確実に証明できる場合に限られるのでしょうか。	報告徴収・立入検査等を行うことは、旅館業を営む者等の権利を大きく制限するものであるため、その権限は必要最小限度のものとすべきとの観点から、本規定は、「旅館業が営まれている」ことが明らかな場合を基本的には想定した規定ぶりとしています。ただし、仮に宿泊料の徴収の事実を確実に証明できない場合であっても、不特定多数の者を宿泊させていることがほぼ確実であって、旅館業が営まれている場合に発生しうる公衆衛生上のリスクの存在が疑われる場合においては、立入検査等の権限を行使することは、改正法の趣旨に鑑みて可能であると考えています。
3	No.2の回答に関して、「公衆衛生上のリスクの存在が疑われる場合」とはどのような場合でしょうか。	旅館業の営業許可を受けた営業者は、施設が基準を満たしていることはもとより、施設を衛生的に維持管理することや伝染性疾病に罹患した者を宿泊させないこと等の必要な措置を講じており、これらの措置が講じられない場合、感染症のまん延等のリスクの発生が懸念されます。 したがって、無許可営業であることがほぼ確実と考えられ、かつ、その実態が不透明である場合においては、「公衆衛生上のリスク」の存在が疑われる場合に該当すると考えて差し支えないものと考えています。
4	住宅宿泊事業法の説明会で、観光庁から「無届営業は旅館業法違反として扱う」旨の説明がありました。改正旅館業法では、無許可施設への立入権限等が規定されましたが、住宅宿泊事業法の届出をしない営業者に対して営業停止命令（第8条）をかけ、罰則（第10条）を科すことは可能なのでしょうか。	旅館業法第8条は、許可を受けた営業者への許可取消し、営業停止命令を規定したものであり、住宅宿泊事業法の届出をせず、旅館業法上の許可も得ずに旅館業を営む者は、旅館業法上の無許可営業者となるため、こうした無許可営業者に対して立入検査を行う場合は、法第7条第1項ではなく同条第2項に基づき立入検査を行い、業務停止命令を行う場合は、法第8条ではなく法第7条の2第3項に基づき業務停止命令を行うこととなります。 さらに、無許可営業者に対して、法第10条第1号に基づき、罰則を科すことは可能です。

5	旅館業法第7条第2項に規定されている「その他の関係者」は、どの程度まで含めて考えればよいでしょうか。	「その他の関係者」は対象を限定するものではなく、旅館業法第7条の2第3項の規定による命令をすべきかどうかの調査をする上で、その必要性が合理的に説明できるものであれば、「関係者」として質問等の対象とすることができるものと考えております。
5の2	旅館業法第7条第2項の「その他の関係者」に水道・電気・ガス等、施設管理に関する事業者を含んで、水道事業者等に対し、違法民泊の疑いがある営業者の個人情報を聴取するための調査を行うことは可能でしょうか。	違法民泊が行われているために公衆衛生上の重大な危害の発生等が想定され緊急に営業者を特定する必要があるものの、営業者特定のための他の代替手段がないことが合理的に説明できる場合は、水道事業者等を旅館業法第7条第2項の「その他の関係者」と捉えて差し支えございません。（なお、同条第1項の「その他の関係者」については、緊急に営業者を特定する必要性が生じることは想定されないことから、水道事業者等を対象とする必要はないと考えております。）
6	改正旅館業法第7条第2項にて、無許可営業者への立入権限が創設されましたが、共同住宅においては「関係者以外は立入禁止」等の表示を掲げている施設が多く見受けられます。これらの表示のある共同住宅の建物内に、違法民泊を疑われる施設が存在する場合、改正旅館業法第7条第2項を行使し、了解を得ずに立入調査を実施することは差し支えないでしょうか。	共同住宅等の建物内に立ち入る場合は、住宅の管理人等の了解を取って下さい。改正旅館業法第7条第2項の「その他の関係者」には、その必要性が合理的に説明できるものであれば管理人等も含まれますので、仮に立入調査等への協力を管理人等が拒否した場合は、改正旅館業法第11条第2号により罰則が科される可能性もあることを説明するなどして、立入調査への了解を取って下さい。
7	住宅宿泊事業法で規定日数を超えた場合、ただちに旅館業法上の無許可営業と判断して旅館業法違反の取締りをするべきか、それとも、住宅宿泊事業法上の業務改善命令等の行政指導をするべきでしょうか。	住宅宿泊事業法で定められた規定日数の180日を超えた場合は、旅館業法違反なので、旅館業法違反の取締りをできます。ただし、旅館業法と住宅宿泊事業法は密接に関連しているものであり、旅館業法所管部局と住宅宿泊事業法所管部局間で連携して、取締りにあたって下さい。
8	旅館業法第3条第1項に基づき旅館業の許可を得ている営業者が、他施設において無許可営業も行っていて是正指導に従わない場合、無許可営業を行っていることをもって、営業者に対し、旅館業法第8条に基づき、許可施設の営業停止命令を発出することはできるでしょうか。	旅館業法第8条に基づき、営業許可取消処分、営業停止命令を発出することができます。

③旅館業と貸室業の範囲について

No.	質問	回答
1	営業者が一の施設において旅館業と貸室業を営む場合、営業者が提供する各サービスが、旅館業のサービスに該当するか否かの判断をより円滑にする等のため、「この期間より短い期間のサービスについては、基本的に旅館業のサービスと判断する」という運用を行うための目安期間を、地方自治体で設定しても良いでしょうか。	旅館業のサービスへの該当性については、昭和61年3月31日衛指第44号厚生省生活衛生局指導課長通知、平成12年12月13日衛指第128号厚生省生活衛生局指導課長通知等に照らして判断することが基本です。それを前提とした上で、各サービスが旅館業のサービスに該当するか否かの判断を円滑に行えるようにし、住宅宿泊事業法の日数制限についても適切に運用いただくため、ご質問の目安期間を是非設定していただきたいと考えます。
2	1の目安期間を設定する場合、望ましい期間はあるでしょうか。	望ましい期間は1ヶ月と考えています。ただし、既に地方自治体で別途の目安期間を事実上設定している場合は、従前通りの考え方で旅館業に係るサービスへの該当性を判断して差し支えありません。 （参考）住宅の貸付に関する消費税の取扱いについて 住宅の貸付けについては、住宅の定義を「人の居住の用に供する家屋」とした上で「住宅の貸付けは非課税」とされていますが、次のいずれかに該当する場合は、住宅の貸付けから除外され、「課税」となります。 1．住宅の貸付期間が1ヶ月未満の場合 2．旅館業法第2条第1項に規定する旅館業に係る施設
3	目安期間を設定した場合、目安期間以上の期間のサービスは、すべて旅館業のサービスに該当しないという判断すべきでしょうか。	目安期間以上の期間のサービス提供であっても、以下のいずれかに該当する場合は、旅館業のサービスに該当するものと考えられます。 ①営業者が目安期間以上の期間のサービス提供を前提とする貸室業を営業する意思を対外的に明示せず、貸室業を行う前提での利用者の募集を継続的に実施していない場合 ②利用者との契約において、営業者が、目安期間以上のサービスを提供すると示しつつも、目安期間に到達する前に当該サービスの提供終了を繰り返す場合
4	NO.3の回答②について、契約の時点では目安期間以上のサービス提供を予定していたが、利用者側のやむを得ない理由によるキャンセルにより偶発的にサービス提供期間が目安期間未満となった場合も、旅館業のサービスに該当すると判断すべきでしょうか。	ご質問の場合は、旅館業のサービスに該当しないと判断して差し支えありません。ただし利用者側のやむを得ない事情の有無は、営業者に説明責任があります。
5	NO.3の回答②について、利用者側のやむを得ない理由によるキャンセルが不自然に繰り返される場合、旅館業に該当すると判断して差し支えないでしょうか。	差し支えありません。ご質問の事例は、営業者が貸室業のサービスを提供していると装っているが、実際は旅館業のサービスを提供しているものと考えられます。
6	日雇い労働者が宿泊する施設において、日雇い労働者の業務の特殊性を考慮し、日雇い労働者と営業者との契約は1日（1泊）単位ですが、日雇い労働者がその宿泊する施設に生活の本拠を有することを想定した営業を営業者が営んでいる場合は、旅館業に該当しないと判断して差し支えないでしょうか。	差し支えありません。

7	営業者が、目安期間未満のサービスを、単発的・偶発的に提供した場合で継続反復性が認められないものは、旅館業のサービスに該当しないと判断して差し支えないでしょうか。	差し支えありません。 昭和39年６月４日環衛第15号厚生省環境衛生課長通知でお示ししているとおり、宿泊者の交代性の有無等を勘案の上、社会性ないし継続反復性が認められないものについては旅館業法の規制の対象外として取り扱ってご判断いただきたいと考えます。
8	特定の物件において宿泊サービスが複数回提供されたことが明らかであって、かつ、それらのサービスが提供された時点で、当該物件が、宿泊サービスの利用契約を仲介するWEBサイトに掲載されていた事実（当該物件の近隣に存する他の類似物件を当該物件の運営者が宿泊仲介サイトに掲載させていた場合を含む）が把握された場合は、それらのサービスに関して金銭の授受について具体的に把握できない場合であっても、不特定多数の宿泊者から金銭の支払いを受けて旅館業のサービスを提供していたものと判断してよろしいでしょうか。	WEBサイトにおいて「宿泊料を徴収しない」ということが明示されていない限りは、ご質問の場合は旅館業のサービスを提供していた蓋然性が極めて高いものと判断して差し支えないと考えております。
9	目安期間以上のサービスと、目安期間未満のサービスの両方を行う事業者は、目安期間未満のサービスの実施に関して旅館業法の許可や住宅宿泊事業法の届出等が必要という理解で良いでしょうか。	貴見のとおりです。
10	住宅宿泊事業法の登録を受けた住宅宿泊仲介業者のWEBサイトに「当社は貸室業者であるので、旅館業法の許可等は不要」と主張する営業者の物件が掲載されている場合、どのように対応すれば良いでしょうか。	当該営業者が提供するサービスが常に目安期間以上のサービスであって貸室業であることを明示していれば、旅館業法の許可等は不要であり、住宅宿泊仲介業者のWEBサイトにそうした営業者の物件が掲載されていても、旅館業法上の問題は生じませんので、住宅宿泊仲介業者としては、当該営業者に対し、目安期間以上のサービスのみを提供することをWEBサイト上明らかにさせることが、最低限必要になります。 なお、不動産取引の仲介に関しては、宅地建物取引業法を所管する各地方自治体又は各地方整備局等の担当部局にご相談下さい。

④その他

No.	質問	回答
1	宿泊者名簿は必ずチェックイン時に書かなければならないのでしょうか。予約時の情報を宿泊者名簿とすることは可能でしょうか。	宿泊者名簿の正確な記載を担保するためには、本人確認を行う必要がありますので、チェックイン時に記載するようにして下さい。
2	改正旅館業法中、「経営しよう」を「営もう」に、「営業の」を「旅館業の」に改正したのは、どのような趣旨があるのでしょうか。	今般の改正に伴い、表現の適正化を行ったものです。
3	「旅館業からの暴力団排除の推進について」（平成30年5月11日付け薬生衛発0511第2号）が発出されましたが、暴力団排除条項該当性についての警察への照会は、全ての許可申請者について行う必要があるのでしょうか。	許可申請者について、地方自治体において暴力団排除条項に該当するかの確認が必要と判断する場合にのみ、申請時点で個別に警察に照会をかければ差し支えございません。それ以外の場合は、旅館業の許可を出した後に、まとめて営業許可者のリストを4半期に1回程度警察に照会をかけていただければと思います。
4	暴力団排除条項について、現在の既存旅館業者全て照会する必要はあるでしょうか。照会の対象となる申請時期はいつからでしょうか。	地方自治体が必要と判断する場合にのみ照会いただければ問題ございません。暴力団排除条項は、改正旅館業法の施行日（6月15日）より施行されますので、施行日以降、申請者が暴力団員等に該当する場合に、自治体は許可を与えないことができることとなります。
5	暴力団排除条項について、法人の役員の変更があった場合は照会の対象となるでしょうか。法人の場合、役員の生年月日等は必要でしょうか。必要な場合、どのように申請者に求めればよいでしょうか。	変更後の役員が暴力団員等に該当すると疑われる場合など、必要に応じて照会をいただければ構いません。役員の生年月日等については、法令上は求める根拠はありませんが、警察への照会が必要と判断される場合は、旅館業の許可の判断に当たり必要な情報である旨を説明し、申請者から提供いただくようにして下さい。
6	住宅宿泊事業法においては、マンション管理規約で宿泊業の禁止規定を設けた場合、当該マンションにおける住宅宿泊事業の届出はできないようになっていますが、旅館業も同様の対応をするべく、自治体が条例等で規定を設けることは問題ないでしょうか。	条例等で規定を設けることは問題ございません。マンションで旅館業を行う旨の申請があった場合、その許可に当たっては、マンション管理規約に禁止規定がないことを確認することが望ましいです。
7	宿泊者が在日の米軍人であった場合、宿泊者名簿の記載及び本人確認はどのように行えばよいでしょうか。	米軍の身分証明書にあたるミリタリーIDなどにより、本人確認を行った上で宿泊者名簿の記載を行ってください。 なお、ミリタリーIDについては、提示を求め、本人確認を行うことは差し支えありませんが、写しを取ることや番号を記載するのは控えるようにしてください。ただし、提示を求めることに法令上の根拠はございませんので、宿泊者が提示を拒否する場合は強制することはできません。

8	国内に住所をもつ外国人宿泊者に対して、本人確認のため在留カードの提示やコピーを求めても良いでしょうか。	必要に応じ自治体等の判断で求めることは差し支えございませんが、法令上には根拠はございませんので、宿泊者が提示やコピーを拒否する場合は強制することはできません。

事　務　連　絡
平成31年４月17日

各都道府県水道行政担当部（局）　殿
各厚生労働大臣認可水道事業者　殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

旅館業法第７条第２項における「その他の関係者」に係る見解について

旅館業法第７条第２項において、都道府県知事は、旅館業が営まれている施設において同法第７条の２第３項の規定による命令をすべきか否かを調査する必要があると認めるときは、当該旅館業を営む者（営業者を除く。）その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に、旅館業の施設に立ち入り、その構造設備若しくはこれに関する書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるとされています。

今般、別添のとおり、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課から、水道事業者を旅館業法第７条第２項における「その他の関係者」として捉えて差し支えない旨の見解が、同課が作成する「旅館業法に関するＦＡＱ」において示されました（「②取締りについて」の５の２）。

今後、都道府県等から水道事業者に対しても、旅館業法第７条第２項に基づく調査等が行われる可能性がありますので、調査等があった際にはご協力いただきますよう、お願いいたします。

また、各都道府県水道行政担当部（局）におかれては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者への周知をお願いいたします。